			目			次	
第1	章	計画の目	目的と位置づけ				
	第1	節 策定	Eの背景と目的				1
	第 2	第1項	置づけ 法的位置づけ 上位計画等との	1			1
	第3	節計画	画期間				4
第2	章	空家の現	見状と課題				
	第 1	第1項 第2項	犬 住宅・土地統言 平成 26 年空家 当市の現況調査	†調査 5 実態調査			5
	第 2	第1項	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13			13
第3	章	空家等效	対策の基本的な表	きえ方			
	第 1	節 対策	受の基本理念				22
	第 2	節 対策	気の基本姿勢				24
	第 3	節 対策	その基本方針				25
	第 4	節 対象	Rとする空家等				26
	第 5	節 対象	快地区				26
第 4		具体的な					
	第 1	第1項 第2項	•	27 里と機能向上	27	27	27

第2節 空家	家の流通・活用の促進〔フェーズ 2 〕	34
第1項	アプローチ 34	
第2項	空家の流通の促進 34	
第3項	空家の活用の促進 35	
第4項	流通に適さない空家の対応 35	
第3節 管理	里不全な空家等の対策〔フェーズ3〕	36
第1項	アプローチ 36	
第2項	空家法第 14 条等の適正な執行 36	
第3項	空家に関する正確な情報の把握 40	
第4項	当事者支援施策の充実 40	
第5項	空家法に規定されていない課題 42	
第4節 空氣	家跡地の活用の推進〔フェーズ 4 〕	47
第1項	アプローチ 47	
第2項	空地の減少策 47	
第3項	空地の安全対策 48	
第5章 実施体制	削と計画の検証	
第1節 実施体	本制	49
	官民一体となった支援体制の確立〔サポート1〕 49	
	行政機関の一体的対応の推進〔サポート2〕 51	
第2節 計画0	D検証	51
附表 四国中央市	市空家等対策計画の施策等	52
別紙 四国中央市	5特定空家等判定基準	53
資料 空家等対策	6の推進に関する特別措置法	57
四国中央市	5空家等対策協議会条例	61
四国中央市	市空家等対策協議会委員名簿	62

空家法第6条第2項に掲げる事項については、次の章節に記載しています。

1 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に 関する基本的な方針

第3章 第1節 対策の基本理念 P22

第2節 対策の基本姿勢 P24

第3節 対策の基本方針 P25

第4節 対象とする空家等 P26

第5節 対象地区 P26

第5節 対策の基本方針

2 計画期間

第1章 第3節 計画期間 P4

3 空家等の調査に関する事項

第4章 第3節 管理不全な空家等の対策 P36

4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

第4章 第1節 空家発生の予防 P27第3節 管理不全な空家等の対策 P36

5 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項

第4章 第4節 空家跡地の活用の推進 P47

6 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項

第4章 第3節 管理不全な空家等の対策 P36

7 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

第5章 第1節 実施体制 P49

8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

第5章 第1節 実施体制 P49

9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

第5章 第2節 計画の検証 P51

(注記)

「空家法」は「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)」を 省略表記したものです。

「空家等」は意味せず空家法第2条第1項にいう「空家等」を指します。同じく「特定空家等」も空家法第2条第2項にいう「特定空家等」を指します。

「空き家」または「空家」の表記については、引用等の場合を除き、「空家」に統一しています。